

平成十三年六月五日提出
質問第八四号

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書

提出者
長妻昭

道路特定財源の一般財源化に関する質問主意書

平成十三年五月十六日の衆議院財務金融委員会における私の質問に対して、塩川正十郎財務大臣は、道路特定財源の一般財源化に関して、現在の新道路整備「五カ年計画」においては用途の拡大で対処し、五カ年計画を新しい計画にするときには根本的な見直しをし、必要ならば法改正もしていこう、こういうことです」。「(略)法改正いたしましても、現在継続してきているいろいろな対象事業というものはやはりそれなりに必要であろう、しかし、それが独占的、特典的な、特権のあつた財源としては、これは私は法改正の中で決めていきたいと思っております」と答弁されております。

一 平成十五年度からはじまる新しい道路整備五カ年計画の際には、必要ならば「法改正」をして一般財源化することは答弁通り変更のない内閣の方針でしょうか。内閣の方針と異なる場合、その理由をお示しいただきたい。

二 ここで言う「法改正」とは、どの法律なのか明らかにしていただきたい。
右質問する。